## 随意契約理由書

工事名=管理物件:澱川廃川堤敷 緊急家屋除却工事

当課所管の府有地上の家屋は、屋根が半分崩落し、西側の壁面は全面崩落しており、除却工事を検討している中で、家屋東側の屋根瓦が隣家敷地に落下し、被害はなかったものの、断続的に瓦が落下する危険な状況となった。また、半壊した建物のため不法投棄等が行われており、火災や衛生問題などの二次災害も懸念される。さらに、道路に面する西側は屋根等が道路側に倒壊する恐れが迫っており、この道路は学童・近隣住民・事業者等が日常通行していることから、府民の生命、財産等を守るため、早急に全除却を行う必要がある。

以上のことから、迅速な家屋除却を行うため、当該地域における工事等に精通し、既に 当該家屋の現況を十分に考慮し周辺住民等の安全を確保した工法を検討している株式会社 秋田組と地方自治法施行令 167 条の2第1 項第5号の規定により、緊急に随意契約を 締結するものである。よって、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号の規定に より、比較見積書の徴取を省略するものである。